



令和4年8月25日

各位

会社名 トラストホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜久田 匡宏
(コード番号: 3286 東証グロース・福証Q-Board)
問合せ先 常務取締役 北嶋 重晴
(TEL. 092-437-8944)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、令和4年8月25日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	令和4年9月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 144,600株
(3) 処分価額	1株につき313円
(4) 処分総額	45,259,800円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年より導入している当社グループ従業員（以下、「従業員」といいます。）を対象として、自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の継続を決議いたしました。

本自己株式処分は、E S O P信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式付与規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数5,204,500株に対し2.78%（小数点第3位を四捨五入、令和4年6月30日現在の総議決権個数38,411個に対する割合3.76%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式付与規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【信託契約の概要】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	受益者要件を充足する当社グループ従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社グループ従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成24年8月23日（信託期間延長のため令和4年9月13日変更予定）
信託の期間	平成24年8月23日～令和4年9月30日 （信託契約の変更により令和14年9月30日まで延長予定）
制度開始日	平成24年10月1日
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（令和4年8月24日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である313円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、特に有利な処分価額には該当しないものと考えております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（3名、うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上